大阪河﨑リハビリテーション大学紀要　投稿規程

平成18年7月3日

大学規程第2号

〈目的等〉

第1条　大阪河﨑リハビリテーション大学（以下「本学」という。）におけるリハビリテーション・健康科学及びその周辺領域に関する教育・研究成果を社会に広く発信し，当該領域の発展に寄与することを目的に，大阪河﨑リハビリテーション大学紀要（以下「本誌」という。）を発行する。

2　本誌の英文名は，「Journal of Osaka Kawasaki Rehabilitation University」とする。

3　本誌の編集及び発行は，本規程の定めるところによる。

〈投稿資格〉

第2条　本誌に投稿できる者は，次のとおりとする。

(1)　本学の教員（含，非常勤講師）

(2)　研究紀要委員会（以下，「委員会」という。）が適当と認めた者

〈原稿の執筆と種別〉

第3条　原稿は本誌原稿執筆要領の定めるところにより日本語あるいは英語で執筆する。

2　本誌に投稿できる原稿の種別は，以下のとおりとし，未発表のものに限る。ただし委員会の判定により種別の変更を求める場合がある。また，招待論文などを掲載することもある。

(1)　総説
興味深い最新の科学的知見について総合的に論じたもの，または著者の研究成果を中心に総合的に論じたもの

(2)　原著
独創性あるいは役に立つ情報が含まれている研究で完成度の高いもの

(3)　短報
独創性あるいは役に立つ情報が含まれている研究であるが，断片的な研究であってよい

(4)　速報
独創性あるいは役に立つ情報が含まれている研究で緊急性を要するもので，断片的な研究であってもよい。この内容は，本誌あるいは他誌へ完成度の高い原著論文として公表してもよい

(5)　報告
以下のいずれかの内容のもの
①　役に立つ研究手法・技術の工夫や開発
②　資料的価値のあるもの
③　講演などの記録や講演の内容などを中心にまとめたもの
④　種々の研究費を受けた場合の研究成果報告書
⑤　その他

(6)　症例報告
疾病に関する報告やケースレポートで，データ自体に利用価値があるもの

(7)　解説
興味深い科学的知見や技術について解説し，教育的内容を含むもの

(8)　講座
興味深い科学的テーマについて連続して解説し，教育的内容を含むもの。また，本学が中心となり開催した公開講座などの内容をまとめたもの

(9)　その他
委員会が適当と認めたもの

Presented by Medical*Online

〈研究倫理等〉

第４条　投稿原稿は以下に沿ったものとする。

(1) 人を対象とした研究の場合は，ヘルシンキ宣言，国の法令及び指針等を遵守し，所属研究機関あるいは所属施設の倫理委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得て実施すること。また，倫理審査委員会名および承認番号を論文に記載すること。

(2) 動物を対象とした研究の場合は，国の法令及び指針等に従ったものとし，所属研究機関あるいは所属施設の動物実験委員会ないしそれに準ずる機関の承認を得て実施すること。また，動物実験審査委員会名および承認番号を論文に記載すること。

〈原稿の提出〉

第５条　投稿は，常時受け付ける。ただし，委員会は各号の発行に先立って，当該の号の投稿締切日を指定できる。投稿者は，原稿及び同意書を電子データで委員会に提出する。同意書には，筆頭著者並びに共著者全員の署名が必要である。委員会は，これらを受け付けたのち投稿者に受付通知書を発行する。

〈審査及び査読制度〉

第６条　投稿原稿の受理ならびに訂正については，委員会が定めた査読者（原則として２名以上）の意見をもとに委員会で決定する。
査読期間は３週間以内とし，再査読は１週間以内とする。また，原稿の修正の期間は３週間以内とし，再修正は１週間以内とする。
査読方法については，紀要査読要領の定めるところによる。

〈校正〉

第７条　印刷物の校正は，著者がすべての責任を負う。その際，誤字脱字の誤植以外の字句の訂正，挿入及び削除は認めない。

〈締切〉

第８条　委員会の定めた期限を経過しても原稿が提出されない，又は校了にならない場合，原則として次号掲載とする。

〈著作権〉

第９条　本誌に掲載された論文等の著作権は本学に属する。掲載された論文等は電子化し，公開することを含めるものとする。著作権の譲渡に当たって，著者並びに共著者の同意書に著作者全員の自筆署名をして提出する。

〈経費負担〉

第10条　掲載料は無料とする。投稿者に電子データを配布する。

〈投稿先及び照会先〉

第11条　投稿先，照会先は，委員会とする。

〈規程の改廃〉

第12条　この規程の改廃は，委員会の発議により，教授会に諮り，学長が行う。

Presented by Medical*Online

附　則
　この規程は，平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附　則（平成 19 年 6 月 4 日大学規程第 13 号）
　この規程は，平成 19 年 6 月 4 日から施行する。

附　則（平成 21 年 8 月 4 日大学規程第 2 号）
　この規程は，平成 21 年 8 月 4 日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 13 日大学規程第 62 号）
　1　この規程は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
　2　この規程の改正により，「紀要査読規程（平成 21 年 8 月 4 日大学規程第 3 号）」は廃止する。

附　則（平成 30 年 6 月 5 日大学規程第 11 号）
　この規程は，平成 30 年 6 月 5 日から施行する。

附　則（令和 3 年 7 月 6 日大学規程第 1 号）
　この規程は，令和 3 年 7 月 6 日から施行し，令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

Presented by Medical*Online

大阪河﨑リハビリテーション大学紀要　原稿執筆要領

1．一般的注意

(1) 原稿は，A4 縦長・上下左右 3cm の余白・1 ページ 35 ～ 40 行・11 ポイント・シングルスペース・Microsoft Word あるいは互換性のあるもので作成する。

(2) 原稿の分量は原則として，総説論文・原著は 20,000 字以内，その他は 16,000 字以内とする。委員会からの依頼原稿の分量は，依頼時において指定する。

(3) 字体の指定（イタリック，ボールド）や JIS 外字などを用いる場合は，あらかじめその字体とする。

(4) 査読以後校正までに，和文論文に英文抄録を付け，内容のわかるネイティブスピーカーが校閲した証明書を添付する。

(5) 原稿には行番号を付ける。また，ページ番号を全ページの原稿下中央に入れ，表紙を第 1 ページとする。

2．表紙

(1) 表紙には，和文で①種別，②表題，③著者名，④所属，⑤住所を記入する。②～⑤は和英併記とする。連絡著者にはダガー（†）を付ける。英文論文の場合は，種別のみ和文とする。

(2) 委員会との連絡のために，和文で連絡著者名・E-mail アドレスを表紙末に記入する。

(3) 英文論文の場合は，英文チェック済みであることを示すために，チェックを受けたネイティブスピーカーの氏名（または会社名）を記入する。

3．抄録

(1) 抄録は表紙の次ページに記入する。

(2) 和文論文について：総説・原著には和文抄録（400 字以内）及び英文抄録（300 語以内）を付ける。その他の種別にも和文，英文のどちらかあるいは両方の抄録を付けることが望ましい。

(3) 英文論文について：原著には抄録（300 語以内）を付ける。

(4) 和文及び英文抄録の後に，Key words を付ける。Key words は原稿の内容を的確に表現しうる 3-6 個の単語または句とする。単語（句）はセミコロンで区切る。

4．本文

(1) 本文は抄録の次ページから記入する。

(2) 本文は原則として，序文・方法・結果・考察・結論・謝辞・文献の順に記す。結果と考察の内容は，まとめて結果及び考察としてもよい。見出しのレベルはポイントシステムで示す。すなわち，
1　大見出し
1.1　中見出し
1.1.1　小見出し
とする。また，「小見出し」以降，「箇条書き項目」などについては，(1)，1)，①の順に用いる。

(3) 本文中で脚注（備考や注釈など）が必要な場合は，アスタリスク（*）を語句の右肩に付け，当該ページの下部にその説明を記入する。脚注と本文は，1 行の横線を入れ，区別する。

(4) 記号と符号は国際的に慣用されているものを，また単位は原則として SI 単位（国際単位）を使用する。なお，当該領域において使用が認められている特殊な単位は使用できる。

(5) 略語は初出時にスペルアウトし，その直後の（　　）内に略語を示し，以下その略語を用いる。

5．文献

(1) 引用文献は，本文中では引用する箇所にアラビア数字で上ツキ等の通し番号（1, 1-5, 1,6-10）をつけ，文献欄に引用順に一括掲載する。本文中に著者名を引用する場合は，混乱の起こらない限り姓のみとする。

(2) 私信・未発表結果・投稿中の論文・新聞記事・パンフレットなどは文献欄に入れず，本文中に括弧に入れて引用する。

(3) 文献欄における著者名は著者全員を記載する。ただし多数の著者で書かれた文献を引用する場合は，第 3 著者までを記載し，第 4 著者以後の著者を，和文の場合は“他”，英文の場合は“et al.”で略してもよい。

Presented by Medical*Online

(4)　文献の書き方を以下に示す。「号」の使用は通しページのない雑誌に限る。

①　学術雑誌の場合
- 喜多嶋康一：慢性骨髄性白血病の治療. 栄養誌, 36:156-159, 1992.
- 松本茂樹，辻薫，岸良至：作業療法での床上姿勢を考える－小児領域の立場から. OT ジャーナル, No.2:169-174, 1994.［注：「号」の使用は通しページのない雑誌に限る］
- Gowland C, deBruin H, Basmajian VJ, et al.：Agonist and antagonist activity during voluntary upper-limb movement in patients with stroke. Phys Ther, 72:624-633, 1992.

②　書籍の場合
- 岩内亮一：社会問題の心理学. 学文社, 東京, pp.57-60, 1993.
- Turner EH, Smith DE Jr : Enzymes. 2nd ed., Academic Press, New York, pp.108-115, 1964.

③　訳本の場合
- Kielhofner G : Conceptual Foundations of Occupation Therapy.（Davis FA, editor), 1st ed., Academic Press, New York, 1992.［山田孝, 小西紀一訳：作業療法の理論. 三輪書店, 大阪, pp.13-94, 1993.］

④　報告書・学会発表講演要旨集の場合
- 菅野道広：加工油脂に含まれるトランス型不飽和脂肪酸の栄養生理機能解析, 昭和 60 年－62 年度文部省科学研究費補助金（総合研究 A）研究成果報告書, pp.1-60, 1988.
- 相原茂一，二宮扶実子：小麦粉に対する高圧電場処理と水の影響. 第 33 回日本栄養・食糧学会近畿支部大会講演抄録集（大阪), p.36, 1994.

⑤　特許の場合
- 山岸喬，早川一蔵：特許公告, 昭和 41-730, 1966.
- Bishop CE : US Patent, 3,770,782, 1973.

⑥　ウエブサイト資料の場合
- 厚生労働省健康局：平成 28 年国民健康・栄養調査結果. 厚生労働省, 2017. ＜http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/h28-houkoku.html＞.［accessed 2018-01-17］

ただし，上記表示方法は主として自然科学系の原稿を対象にしたものであり，本執筆要領に従うことが困難な場合は，投稿者が所属する学会機関誌の執筆要領，または独立して定められた論文執筆要領によることができる。ただし，その際の文献引用，注記載方式については，一つの論文の中では選択した執筆要領に一貫して従わなければならない。委員会は投稿者が準拠した執筆要領の提出を求めることがある。

6．図（写真）・表

(1)　図（写真）・表は，刷り上がりを想定して本文中の適切な位置に適切な大きさで挿入する。

(2)　図（写真）は，和文論文では図 1，図 2，英文論文では Fig.1, Fig.2, 表はそれぞれ表 1，表 2，Table 1，Table 2 のように出現順に通し番号を付ける。

(3)　図題は図の下に中央揃え，表題は表の上に左端揃えに記入する。

7．謝辞

研究助成金を受けた研究については，助成先等を記載する。

8．要領の改廃

この要領の改廃は，委員会の発議により，教授会に諮り，学長が行う。

Presented by Medical*Online

附　則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附　則

この要領は，平成30年7月3日から施行する。

附　則

この要領は，令和3年8月3日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

Presented by Medical*Online